

JIS

舟艇一乗員の落水防止及び再乗艇に関する 要求事項

JIS F 1021 : 2012
(ISO 15085 : 2003, Amd.1 : 2009)
(JSTRA)

平成 24 年 2 月 24 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	稲 葉 敦	工学院大学
(委員)	伊 藤 弘	独立行政法人建築研究所
	大 橋 守	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	大 山 永 昭	東京工業大学
	小 野 晃	独立行政法人産業技術総合研究所
	金 丸 淳 子	財団法人共用品推進機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	窪 塚 孝 夫	公益社団法人自動車技術会
	鈴 木 富 雄	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
	田 中 護 史	財団法人日本船舶技術研究協会
	土 肥 義 治	独立行政法人理化学研究所
	東 郷 洋 一	財団法人日本規格協会
	富 田 育 男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	中 西 英 夫	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	野 口 祐 子	森・濱田松本法律事務所
	長谷川 英 一	一般社団法人電子情報技術産業協会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 4.12.14 改正：平成 24.2.24

官 報 公 示：平成 24.2.24

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 ラウンドクロス赤坂 TEL 03-5575-6425)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	2
4 一般要求事項.....	4
5 安全器具.....	5
6 要求事項の一覧表.....	6
7 滑り止め表面に対する具体的な要求事項.....	7
8 足止めに対する要求事項.....	8
9 手すりに対する要求事項.....	9
10 高, 低ガードレール及びガードラインの共通要求事項.....	10
11 ガードレール又はガードラインの詳細な強度要求事項.....	15
12 ガードラインの詳細要求事項.....	15
13 フッキングポイントに対する要求事項.....	17
14 ジャックラインの取付部.....	17
15 高速艇におけるボディーサポート.....	18
16 再乗艇の手段.....	18
17 オーナ用マニュアル.....	19
解 説.....	20

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS F 1021:1992** は改正されこの規格に置き換えられ、また、**JIS F 1022:1992** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

舟艇—乗員の落水防止及び再乗艇に関する要求事項

Small craft—Man-overboard prevention and recovery

序文

この規格は、2003年に第1版として発行された **ISO 15085** 及び Amendment 1 (2009) を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

1 適用範囲

この規格は、舟艇の通常の使用状態で、乗員に対して舟艇内で占有する場所から舷外への落水予防、乗員が落水した場合の再乗艇に対する安全装置及び設備に関する設計、構造及び強度要件について規定する。

この規格は、船体の長さ 24 m 以下の舟艇に適用し、個々又はこれらの要求事項をこの規格の目的を達成するために用いる。

次のタイプのボートは、適用外とする。

- 水辺の遊戯具
- カヌー、カヤック、幅 1.1 m 未満のその他のボート
- **JIS F 1030** の規定によるパーソナルウォータークラフト (PWC)
- **JIS F 1051-1**～**JIS F 1051-3** の規定による船体の長さ 8 m 未満の膨脹式ボート。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 15085:2003, Small craft—Man-overboard prevention and recovery 及び Amendment 1:2009 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版 (追補を含む) は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版 (追補を含む) を適用する。

JIS F 0081 舟艇—主要データ

注記 対応国際規格：**ISO 8666:2002**, Small craft—Principal data (IDT)

JIS F 1030 舟艇—パーソナルウォータークラフト (PWC) —構造及びシステム搭載時の要求事項

注記 対応国際規格：**ISO 13590:1997**, Small craft—Personal watercraft—Construction and system installation requirements (IDT)

JIS F 1051-1 膨脹式ボート—第1部：最大出力 4.5 kW 以下のボート

注記 対応国際規格：**ISO 6185-1:2001**, Inflatable boats—Part 1: Boats with a maximum motor power